

船舶インシデント調査報告書

令和3年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和3年3月24日 12時30分ごろ
発生場所	長崎県西海市大立島北東方沖 大立島灯台から真方位043° 2.1海里付近 （概位 北緯33° 02.7′ 東経129° 27.6′）
インシデントの概要	プレジャーボート朋暉丸は、漂流中、船外機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年3月25日、主管調査官（長崎事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 朋暉丸、5トン未満（長さ6.8m） 292-42593長崎、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力84.6kW、4気筒、回転数毎分5,500、ボア84mm、使用燃料ガソリン、平成9年10月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2 海象：波高 約1m、潮汐 低潮時
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、船外機を停止して漂流中、魚群探知機及び電動リールを使用しながら釣りをを行い、釣り場を移動する目的で船外機を始動しようとしたところ、始動ができず、運航不能となった。 船長は、海上保安庁に救助要請を行い、来援した巡視艇に依頼してバッテリーの充電を行ったところ、船外機を始動できたので、自力で帰航した。
分析	本船は、船外機を停止して魚群探知機及び電動リールを使用した状態で漂流中、バッテリーが過放電したことから、船外機の始動ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、船外機を停止して魚群探知機及び電動リールを使用した状態で漂流中、バッテリーが過放電したため、船外機の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、機関を停止して釣りをを行う場合、バッテリーの蓄電容量が極度に低下することがないよう電子機器等を長時間連続で使用し

	ないこと。
--	-------